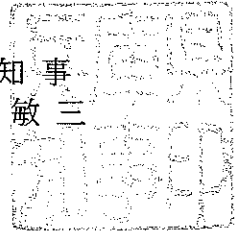




労 第 1 1 0 1 号
平成 26 年 9 月 25 日

兵庫県商工会連合会
会長 木南 岩男 様

兵庫県知事
井戸 敏三



雇用の安定と労働環境の改善について（依頼）

県政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の経済・雇用情勢は、4月からの消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられていますが、基調としては緩やかに持ち直しています。しかしながら、景気の好循環が増す一方で、企業の業績改善の動きには、企業規模や業種間でのばらつきが見受けられます。

また、雇用情勢については、関係各位のご尽力により、有効求人倍率、新規求人倍率は着実に持ち直してきています。

こうした兵庫経済の明るい兆しを確実なものとし、経済の好循環を実現するため、「ひょうご経済・雇用活性化プラン」を策定し、活力あるしなやかな産業構造の構築をめざした取組を進めているところでありますが、まずは良質で安定した雇用の維持確保等が喫緊の課題となっています。

また、パートタイム労働法や労働安全衛生法の改正、さらには過労死等防止対策推進法の制定など、雇用をとりまく法制度の見直しも図られているところです。

貴団体におかれましては、この趣旨を是非ともご理解いただき、下記事項について会員企業に周知・徹底いただきますようお願い申し上げます。

記

1 正社員雇用と多様な人材活用の拡大

非正規労働者の正社員への登用など、正社員雇用の拡大を図るとともに、若者、女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活用による雇用の拡大について、積極的に対応いただきたい。特に、若者の適切な企業選択が可能となるよう積極的な支援をお願いしたい。

2 健康で生きがいをもって働ける労働環境の整備

(1) 賃金不払残業の発生防止等に向けた労働関係法令の周知・徹底

賃金不払残業（いわゆるサービス残業）や、若者の使い捨て等を防止し、全ての労働者が健康で生きがいを持って働き続けられるよう、労働関係法令の周知・徹底に努めていただきたい。

(2) 労働者の健康の確保

長時間労働抑制や年次有給休暇取得促進など過重労働の防止に努めるとともに、労働者の心身の健康の確保に配慮していただきたい。

(3) 最低賃金の周知・徹底

地域別最低賃金、特定(産業別)最低賃金の周知・徹底に努めていただきたい。

(4) 改正パートタイム労働法の周知・徹底

改正パートタイム労働法の平成 27 年 4 月施行にあたり、パートタイム労働者の公正な待遇の確保など、法改正の周知・徹底に努めていただきたい。